○東北地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
盛岡市上田三丁目二番一から同市上厨川字前潟三三番一まで	前 B A	一一・四〇～一二・〇〇～	七一・五〇メートル 七二・二〇	三・七五六キロメートル 六・六五七
	後 A B・C	一一・四〇～一二・〇〇～二三〇・〇〇	七一・五〇 七・八三三	三・七五六

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第五百九十六号金沢都市計画公園事業五・五・五号金沢城公園

三　事業施行期間　自平成八年三月十三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成八年建設省告示第五百九十六号の事業地である石川県金沢市丸の内地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市駒場町向金一七六番二から同市逢妻町四丁目九〇番一二まで	前 C B A	九・六〇～一〇・〇～一二・八六～一四三・九一	一〇〇六・八〇メートル 一〇三・五〇	一四・九四六キロメートル 九・一五八
	後 C B A	九・六〇～一〇・〇～一二・八六～一四三・九一	一〇〇六・八〇 一〇三・五〇	一四・九四六 九・一五八

上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百七十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大阪府三島郡島本町江川一丁目一八八番から同町江川一丁目四六六番九まで	前	一八・二〇～二三・〇〇メートル	〇・一四〇キロメートル	
	後	一八・四〇～二二・〇〇	〇・一四〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第百十七号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・二・百号三条菅原線

三　事業施行期間　自平成十五年七月十六日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市三隅町岡見六〇五二番一から同市三隅町岡見三三一番二まで	前 B A	九・〇〇～一一・七五～	三四・三五メートル 一三八・四〇	〇・八五五キロメートル 〇・六〇六
	後 B A	九・〇〇～一一・七五～	三四・三五 一三八・四〇	〇・八五五 〇・六一七

上記Aは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。上記Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

浜田市三隅町岡見三三一番二から同市三隅町岡見二九三三番一まで

	前	二五・五〇～二五・五〇～	五六・九〇メートル 四〇・五五	〇・一六四キロメートル 〇・一五三
	後	二五・五〇～	五六・九〇	〇・一六四

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月五日

中国地方整備局長　福田　功